

電子処方箋の導入にあたって

令和6年7月23日 株式会社ダイナミクス

目次

1. 電子処方箋の概要	3
1-1. 電子処方箋とは.....	3
1-2. 電子処方箋導入の前提条件	3
1-3. 電子処方箋の流れ.....	3
1-4. 電子処方箋の導入後にできるようになること	4
1-5. ダイナミクスでの電子処方箋対応費用	5
1-6. 機能の提供方法.....	5
2. 必要な機器と補助、利用申請の方法について	5
2-1. 電子処方箋導入の前提条件	5
2-2. 電子処方箋導入に必要な機器.....	5
2-3. 補助金について.....	6
2-4. 利用申請の手順.....	7
3. 導入に向けてのロードマップ	7
3-1. 導入の可否、導入時期の決定.....	7
3-2. ロードマップ	7

電子処方箋とは令和5年1月から運用が開始される新しい仕組みです。本書では電子処方箋の概要、導入の流れについて解説します。

○参考 URL

厚生労働省「電子処方箋」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

医療機関等向け総合ポータルサイト「電子処方箋トップページ」

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top

医療機関等向けポータルサイト「電子処方箋に関するよくあるお問い合わせ (FAQ)」

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010024

○電子処方箋の申請、補助金等に関する問い合わせ窓口

オンライン資格確認等コールセンター 電話番号：0800-0804583（通話無料）

月曜日～金曜日 8：00～18：00 土曜日 8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

改訂履歴

改訂年月日	該当箇所	内容
2022年12月13日	初版	新規作成
2023年01月31日	2-3. 補助金について	補助金の補助率について、令和5年度に導入した施設においても令和4年度と同等となったため、補助金に関する記載内容及びロードマップの作業時期目安を修正しました。
	3-1. 導入の可否、導入時期の決定	
	3-2. ロードマップ	
2023年03月29日	2-3.補助金について	補助金の期限が令和7年3月31日となったため修正しました。
	3-2. ロードマップ	
	1-5.ダイナミクスでの電子処方箋対応費用	令和5年3月29日に電子処方箋対応版ダイナミクス(β版)をリリースしたため、記載内容を修正しました。
	1-6.対応プログラム提供時期	
2023年11月21日	1-6. 機能の提供方法	電子処方箋対応(β)版ダイナミクスの提供終了に伴い、記載内容を変更しました。今後はオンライン資格確認接続用プログラムの追加機能として提供します。
	2-3. 補助金について	補助金に関する情報を最新の内容に更新しました。
2024年7月23日	全体	各種URLを最新のものに更新しました。

1. 電子処方箋の概要

1-1. 電子処方箋とは

電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬・併用禁忌等のチェックを行えるようになります。なお、**電子処方箋の導入は義務化されていません**（令和5年11月時点）。

1-2. 電子処方箋導入の前提条件

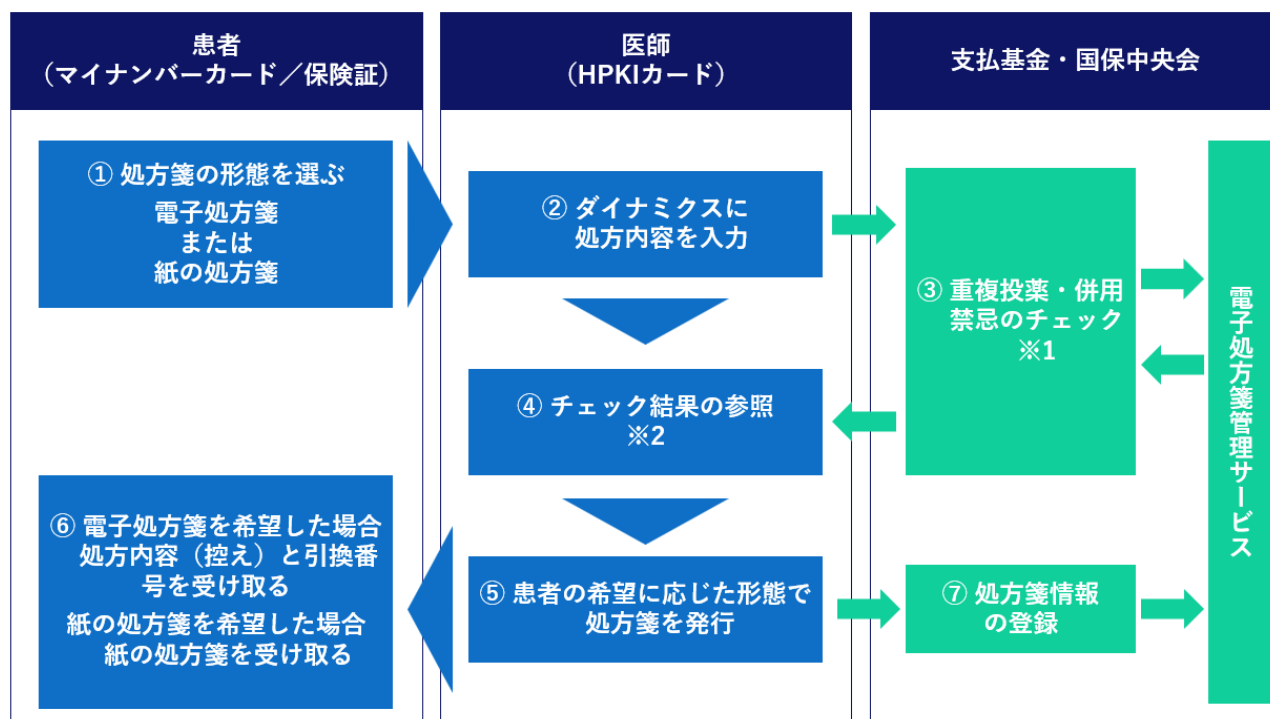
電子処方箋の導入には、以下の2つが前提条件となります。

- ・オンライン資格確認が導入済みであること
- ・オンライン資格確認端末とダイナミクスがLAN経由で連携していること

オンライン資格確認の基盤を用いて電子処方箋データを送受信するため、オンライン資格確認端末とダイナミクスが連携しない場合やUSBメモリによる連携のみの場合は、電子処方箋は導入できません。

1-3. 電子処方箋の流れ

電子処方箋の導入後は、患者の希望に応じて電子処方箋または紙の処方箋を発行します。処方時には重複投薬・併用禁忌等チェックを実施し、チェック内容を医師が確認してから処方箋を発行します。以下、厚生労働省資料を元に作成した医療機関における基本の流れ図です。



※1 患者に過去100日間に処方・調剤された薬剤と重複・併用禁忌がないかをチェックします。
※2 チェック結果に対して確認した旨の記録操作が必要です。必要に応じて理由の記載も行います。

※ 出典：厚生労働省「電子処方箋」-「電子処方箋の概要」より一部改変

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

1-4. 電子処方箋の導入後にできるようになること

電子処方箋を導入することで、以下のような機能が利用可能になります。

- ・電子処方箋を希望する患者に、電子処方箋を発行することができます。 ※1 ※2
- ・他医療機関等で過去 100 日間に処方・調剤された情報との重複投薬・併用禁忌等チェックが可能になります。 ※3
- ・処方箋の発行前に、過去 100 日間の他医療機関・薬局の処方・調剤情報を対象に重複投薬及び併用禁忌のチェックが自動的に行われます。 ※4 ※5 ※6
- ・自院で発行した処方箋の調剤結果を取得できます。調剤結果には薬剤師からの伝達事項が付与される場合があります。

※1 院内処方、分割処方箋は電子処方箋の対象外です。

※2 オンライン資格確認等システムの対象とする医療保険者等の加入者等（全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、市町村国民健康保険）が対象です。

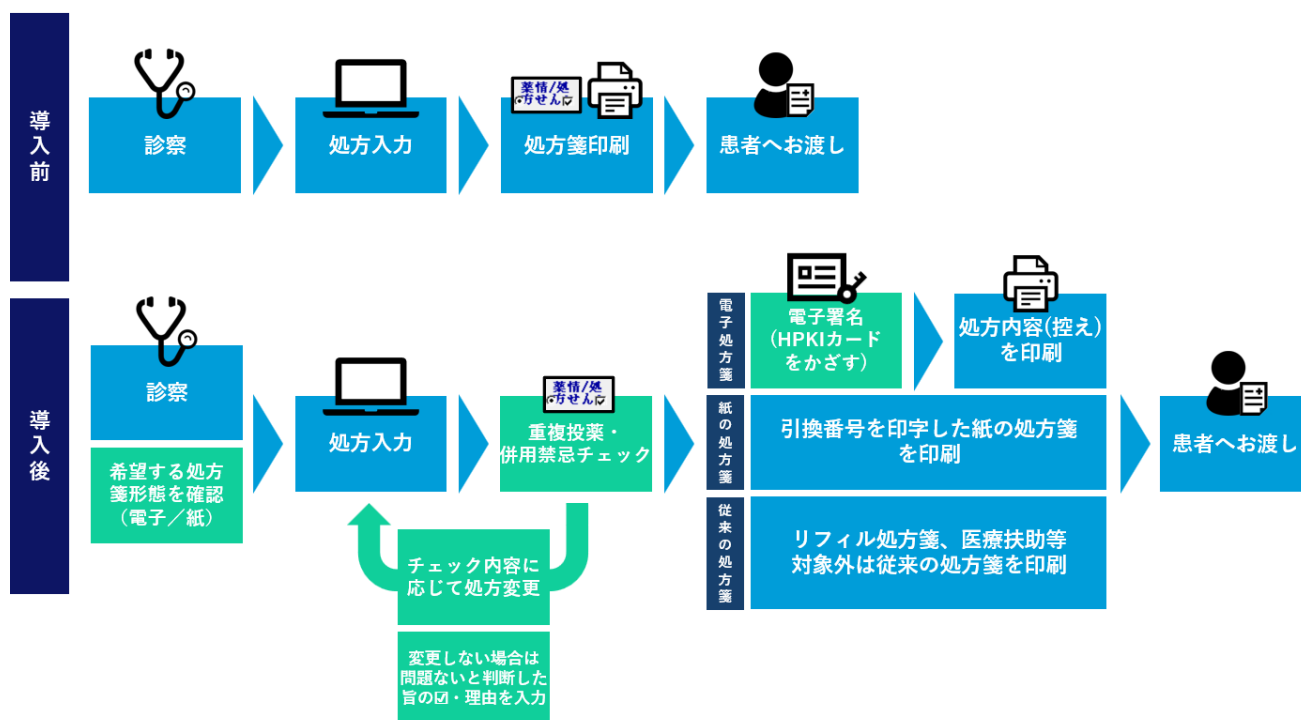
※3 マイナンバーカードによる受付、患者本人の同意が必要です。また、他医療機関においても電子処方箋管理サービスにデータ登録を行っていることが前提になります。

※4 チェック事項がある場合必ず確認したことを記録します。必要に応じて理由も記載します。

※5 このチェックは必ず実施されます。チェックせずに発行することはできません。

※6 健康保険証による受付の場合、チェック結果にて具体的な薬名は表示されません。マイナンバーカードによる受付であっても、患者がお薬情報の提供に同意しない場合、同様に表示されません。

電子処方箋導入前後の、処方箋発行までの流れの変化を以下に示します。



※ 背景色緑は導入後の新しい工程を表します

1-5. ダイナミクスでの電子処方箋対応費用

電子処方箋機能のご利用にあたって費用は発生いたしません。(令和5年11月21日時点)

1-6. 機能の提供方法

オンライン資格確認接続用プログラムの追加機能として提供します。

2. 必要な機器と補助、利用申請の方法について

2-1. 電子処方箋導入の前提条件

電子処方箋を導入するためには、以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ・オンライン資格確認の導入
- ・オンライン資格確認とダイナミクスがLAN経由で連携していること

オンライン資格確認については以下の資料をご確認ください。

ダイナミクス HP「オンライン資格確認の導入にあたって」

https://www.superdyn.jp/pdf/online_gaiyo.pdf

2-2. 電子処方箋導入に必要な機器

電子処方箋を導入するために必要となる機器は以下の通りです。

・オンライン資格確認端末 (パソコン)

電子処方箋を利用するには、オンライン資格確認等システムの導入が必須です。既に導入済みの場合、新たな端末を用意する必要はありません。

・HPKIカード (医師資格証)

電子処方箋では、従来のハンコによる記名押印や署名ではなく、HPKIカードの電子署名を行う必要があります。未所持の場合は発行申請をお願いします。なお、処方箋を発行する医師毎にHPKIカードが必要です。

※ HPKIカードがなくとも電子処方箋機能はご利用可能ですが一部機能が制限されます。

<HPKIカードの申請先>

- ・日本医師会 電子認証センター「医師資格証 (HPKIカード) 新規お申込み」
<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>
- ・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)「電子認証局のご案内」
http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

・HPKIカード対応ICカードリーダー

HPKIカードの電子証明書を読み取るためのICカードリーダーが必要です。電子処方箋の発行を行う端末毎に必要です。ご購入の際は以下の点にご注意ください。また、日本医師会電子

認証センターのホームページにて動作確認済の製品が記載されていますのでご確認ください。

<IC カードリーダー購入時の確認事項>

- ・HPKI カードの読み取りに対応していること
- ・ダイナミクス端末の Windows OS で使用できること

<HPKI カードと動作確認されている IC カードリーダー一覧>

- ・日本医師会 電子認証センター 「利用者向けサービス」

<https://www.jmaca.med.or.jp/service/index.html#01>

2-3. 補助金について

令和7年3月31日までに電子処方箋を導入し、令和7年9月30日までに申請することで補助金の交付が受けられます。交付額等の詳細は下記 URL よりご確認ください。

医療機関等向け総合ポータルサイト「電子処方箋管理サービス等関係補助金の申請について」

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

電子処方箋管理サービスにおける補助金額（限度額及び補助率）				
電子処方箋管理サービスを導入した保険医療機関に対するセグメントごとの補助率及び限度額については以下のとおりである。				
◆ 令和6年3月31日までに電子処方箋管理サービスを導入した医療機関・薬局				
	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月 4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
補助内容	162.2万円を上限に補助 (事業額の486.6万円を 上限にその1/3を補助)	108.6万円を上限に補助 (事業額の325.9万円を上 限にその1/3を補助)	9.7万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその1/4を補助)	19.4万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその1/2を補助)
※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。				
◆ 令和6年4月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入した医療機関・薬局				
	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月 4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
補助内容	121.7万円を上限に補助 (事業額の486.6万円を 上限にその1/4を補助)	81.5万円を上限に補助 (事業額の325.9万円を上 限にその1/4を補助)	7.7万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその1/5を補助)	12.9万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその1/3を補助)
※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。				

2-4. 利用申請の手順

電子処方箋の利用を申請するには、医療機関等向けポータルサイトでの HPKI カードの発行申請完了の登録、利用申請の登録、運用開始日の入力が必要です。

詳細な手順につきましては「電子処方箋導入マニュアル」をご参照ください。

3.導入に向けてのロードマップ

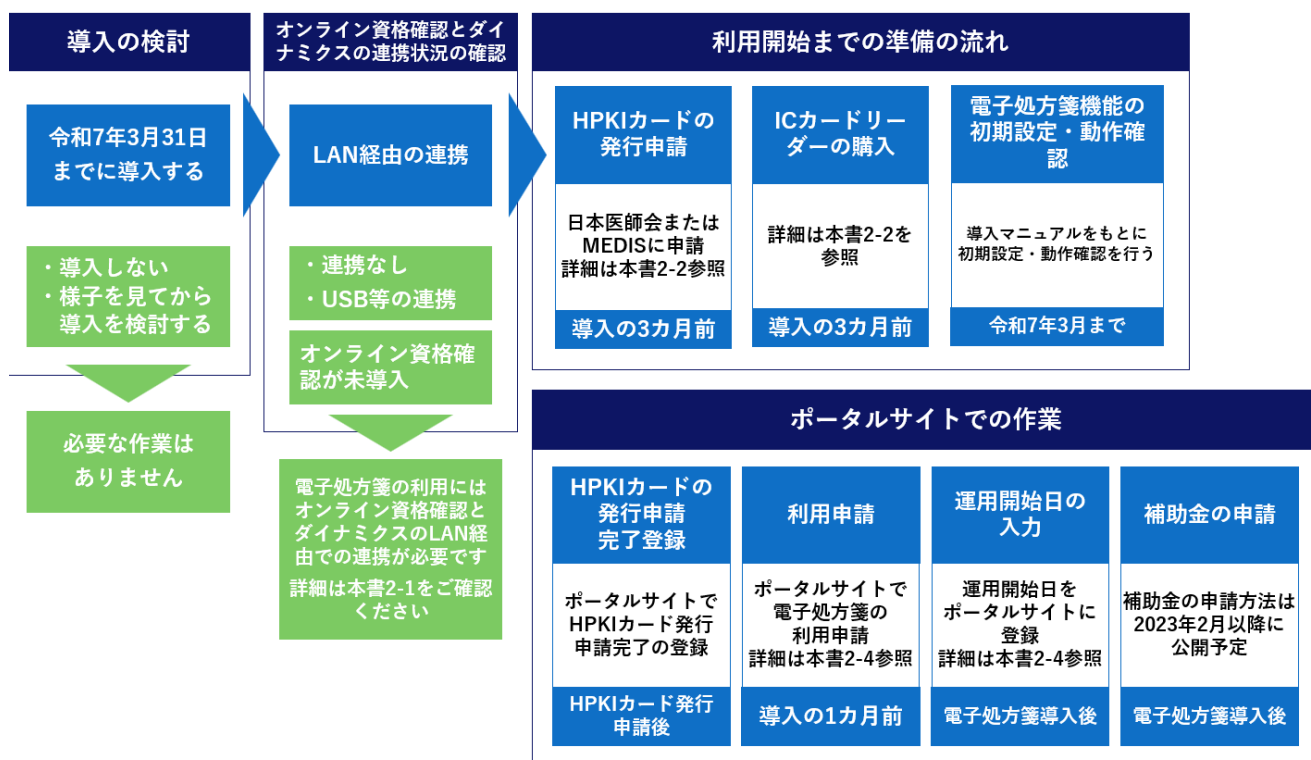
3-1. 導入の可否、導入時期の決定

電子処方箋は令和 5 年 1 月から全国で運用開始しています。導入するかどうか、本資料や厚生労働省 HP を参考にご検討ください。

- ・ 補助金の交付期限までに導入したい → 次項 3-2 へお進みください。
- ・ 補助金の交付期限以降に導入したい → 次項 3-2 をご確認の上、導入時期を決定した段階で改めて資料をご確認ください。
- ・ 導入しない／様子を見る → 必要な作業はありません。

3-2. ロードマップ

令和 7 年 3 月 31 日までに電子処方箋を導入する場合の流れや作業時期の日安を記載したロードマップを以下に示します。令和 7 年 4 月 1 日以降に導入する場合、日付の記載は無視してください。



※ 出典：厚生労働省「電子処方箋」-「準備作業の手引き」より一部抜粋・改変

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>